

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願について

紹介議員

佐々木 貴

城内 伸悦

清水 崇文

請願書

2024 年 11 月 29 日

久慈市議会
議長 濱欠 明宏 様

岩手県教職員組合県北支部
支部長 小関 高博
久慈市天神堂 37-165
電話 0194-53-3361 FAX0194-52-1176



「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止 及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願について

<請願趣旨・理由>

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめ、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和 46 年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額 4% を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和 6 年 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されています。

令和 6 年 8 月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)（以下、「答申」）を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。
2. 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

以上

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止 及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめ、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)（以下、「答申」）を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。
2. 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年12月 日

岩手県久慈市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、
高度医療機器の更新による機能の充実を求める請願

紹介議員氏名

城内 伸悦
小倉 利之
佐々木 貴
川村 妙子

2024年11月29日

久慈市議会

議長 濱欠 明宏 様

請願者 住所 久慈市川崎町1-1

氏名 久慈地域医療を守る会

代表 葎山 弘子

県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、 高度医療機器の更新による機能の充実を求める請願

【請願の趣旨と理由】

県立久慈病院の診療科は現在（10月1日）21科ですが、脳神経外科、産婦人科、小児科など7科は常勤医が1人です。皮膚科、耳鼻いんこう科、呼吸器内科など6科には常勤医がいません。

2023年4月からは脳神経外科医師の減少にともない手術に対応ができなくなりました。くも膜下出血、脳卒中などで倒れたときに受け入れが出来ず、ドクターヘリで盛岡や八戸に運ばれています。

「県立病院等経営計画(素案)」によると県立久慈病院は、今まで受けることができた高度・専門治療（がん治療など）が県立中央病院でなければ受けることができなくなります。

また、血管撮影装置（脳血管）の高度医療機器が県立中央病院に集約されることになり、詳しい検査ができなくなります。

道路が整備されてきたとはいえ、長距離、長時間の通院は患者・家族に大きな負担を強いることとなります。

久慈市内では皮膚科の開業医が閉院し、県立久慈病院の皮膚科の常勤医が不在のなか、受け入れ患者が増加しています。対応可能な患者数を超えており、患者の長時間の待ち時間が発生しているほか、職員の負担もますます増えています。早急な改善が求められます。

ところが、素案では、看護師、医療技術者等の削減が計画されています。

県立病院の創業の精神は、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」です。

これは、「県内どこに住んでいても、良質な医療を受けることができる」という意味で広く理解されています。

以上の趣旨に基づき、下記事項について岩手県知事や関係機関に意見書を提出されるよう請願します。

記

1. 県立久慈病院に、脳神経外科、産婦人科、小児科の医師を複数配置し基幹病院として充実した医療ができるようにすること。
2. 皮膚科、耳鼻いんこう科、呼吸器内科の常勤医を配置すること。
3. 高度医療機器（血管撮影装置、放射線治療装置など）の充実を図ること。
4. 久慈医療圏内で二次保健医療が完結できる体制づくりを積極的に進めること。

県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、 高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書(案)

県立久慈病院の診療科は現在（10月1日）21科で、脳神経外科、産婦人科、小児科など7科は常勤医が1人。皮膚科、耳鼻いんこう科、呼吸器内科など6科には常勤医がいない。

令和5年4月からは脳神経外科医師の減少にともない手術に対応ができなくなった。くも膜下出血、脳卒中などで倒れたときに受け入れが出来ず、ドクターヘリで盛岡や八戸に運ばれている。

「県立病院等経営計画(素案)」によると県立久慈病院は、今まで受けることができた高度・専門治療（がん治療など）が県立中央病院でなければ受けることができなくなる。

また、血管撮影装置（脳血管）の高度医療機器が県立中央病院に集約されることになり、詳しい検査ができなくなる。

道路が整備されてきたとはいえ、長距離、長時間の通院は患者・家族に大きな負担を強いることになる。

久慈市内では皮膚科の開業医が閉院し、県立久慈病院の皮膚科の常勤医が不在のなか、受け入れ患者が増加している。対応可能な患者数を超過しており、患者の長時間の待ち時間が発生しているほか、職員の負担もますます増えている。早急な改善が求められる。

ところが、素案では、看護師、医療技術者等の削減が計画されている。

県立病院の創業の精神は、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」である。

これは、「県内どこに住んでいても、良質な医療を受けることができる」という意味で広く理解されている。

以上の趣旨に基づき、下記事項について早期実現を強く要望する。

記

1. 県立久慈病院に、脳神経外科、産婦人科、小児科の医師を複数配置し基幹病院として充実した医療ができるようにすること。
2. 皮膚科、耳鼻いんこう科、呼吸器内科の常勤医を配置すること。
3. 高度医療機器（血管撮影装置、放射線治療装置など）の充実を図ること。
4. 久慈医療圏内で二次保健医療が完結できる体制づくりを積極的に進めること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

令和6年12月 日

久慈市議会 議長 濱欠明宏

岩手県知事 宛
岩手県医療局長 宛